
令和6年 第1回(定例)須恵町議会会議録(第1日)

令和6年3月1日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和6年3月1日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 議案第 2号 須恵町空家空地等の適正管理に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 3号 須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 4号 町道路線の認定、変更及び廃止について
- 日程第 8 議案第 5号 令和5年度須恵町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第 9 議案第 6号 令和5年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第 7号 令和5年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第 8号 令和5年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第 9号 令和5年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第10号 令和5年度須恵町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第11号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第12号 須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第13号 須恵町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第14号 須恵町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第15号 須恵町国民健康保険高額療養資金貸付基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第19 議案第16号 令和6年度須恵町一般会計予算の提出について
- 日程第20 議案第17号 令和6年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について
- 日程第21 議案第18号 令和6年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について
- 日程第22 議案第19号 令和6年度須恵町水道事業会計予算の提出について
- 日程第23 議案第20号 令和6年度須恵町下水道事業会計予算の提出について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 議案第 2 号 須恵町空家空地等の適正管理に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 3 号 須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 4 号 町道路線の認定、変更及び廃止について
- 日程第 8 議案第 5 号 令和 5 年度須恵町一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 9 議案第 6 号 令和 5 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 10 議案第 7 号 令和 5 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 11 議案第 8 号 令和 5 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 12 議案第 9 号 令和 5 年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 13 議案第 10 号 令和 5 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 14 議案第 11 号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 15 議案第 12 号 須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例
- 日程第 16 議案第 13 号 須恵町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 17 議案第 14 号 須恵町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 18 議案第 15 号 須恵町国民健康保険高額療養資金貸付基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 19 議案第 16 号 令和 6 年度須恵町一般会計予算の提出について
- 日程第 20 議案第 17 号 令和 6 年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について
- 日程第 21 議案第 18 号 令和 6 年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について
- 日程第 22 議案第 19 号 令和 6 年度須恵町水道事業会計予算の提出について
- 日程第 23 議案第 20 号 令和 6 年度須恵町下水道事業会計予算の提出について

出席議員（13名）

1 番	平 山 諭	2 番	川 原 幸 治
3 番	白 水 春 夫	5 番	男 澤 一 夫
6 番	稲 永 辰 己	7 番	川 口 満 浩
8 番	百 田 輝 子	9 番	三 角 栄 重
10 番	猪 谷 繁 幸	11 番	今 村 桂 子
12 番	三 上 政 義	13 番	田 ノ 上 真
14 番	松 山 力 弥		

欠席議員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局 長	梅 野 猛	主任主事	吉 開 英
-----	-------	------	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 松 秀 一	副 町 長	稲 永 修 司
教 育 長	猪 股 清 貴	税 務 課 理 事	合 屋 真 由 美
総 務 課 長	諸 石 豊	都市整備課長	世 利 昌 信
まちづくり課長	吉 川 聡 士	地域振興課長	平 山 幸 治
税 務 課 長	中 牟 田 健	福 祉 課 長	安 河 内 ひ と み
住 民 課 長	百 田 敦	会 計 管 理 者	横 山 剛
健康増進課長	舩 本 直 明	学 校 教 育 課 長	吉 本 孝 治
ふるさと応援課長	船 井 弘 喜	子育て支援課長	稲 岡 慎 太 郎
社会教育課長	伊 藤 泰 彦	上下水道課事業課長	岩 崎 勝
上下水道課管理課長	権 藤 武 範	総 務 課 参 事	黒 川 忠 敬
総務課課長補佐	石 津 伸 篤	監 査 委 員	吉 松 辰 美

午前10時00分開会

○議長（松山 力弥） おはようございます。

毎日が菜種梅雨でじめじめしておりますけども、今年、私、農業していますけども、今年は水の心配がなくていいんじゃないかなと思っております。そういうことで、年度最後の議会でございますので、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、開会前に、広報特別委員会より会期中の議場内写真撮影の申出があっており、許可したいと思いますので、よろしくお願いします。

ただいまから令和6年第1回須恵町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

まず、議会運営委員長に議会運営委員会の経過報告を求めます。11番、今村桂子君。

○議会運営委員長（今村 桂子） おはようございます。

令和6年第1回定例会、議会運営委員会の協議結果を報告します。

2月22日午前10時から議会運営委員会を開催いたしました。

今回提案された議案は19件、町長諸報告7件、閉会中の組合議会報告4件でございます。ほかに請願が1件、陳情が1件提出があっておりますが、陳情については、議員への配付の取扱いとしております。

会期は、本日1日から19日までの19日間としております。

委員会付託につきましては、総務建設産業委員会8件、文教厚生委員会5件、予算審査特別委員会6件です。

なお、議案第12号及び議案第13号の2議案、議案第16号から議案第20号までの5議案は、関連議案のため一括議題といたします。

次に、日程でございますが、本日当初本会議、終了後に全員協議会及び広報特別委員会を開催し、6日午前10時から中本会議、終了後に脱炭素推進調査特別委員会を開催します。7日午前10時から一般質問を行い、終了後に全員協議会を開催いたします。15日、予算審査特別委員会終了後に広報特別委員会を開催し、16日午前10時から最終本会議を開催いたします。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

日程第1. 会期の決定について

○議長（松山 力弥） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第1回定例会の会期を、本日から3月19日までの19日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、第1回定例会の会期を、本日から3月

19日までの19日間と決定しました。

日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長（松山 力弥） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、6番議員、7番議員を指名します。

日程第3. 町長諸報告

○議長（松山 力弥） 日程第3、町長の諸報告を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 皆様、改めましておはようございます。

3月議会を招集いたしましたところ、議員全員参加で初日を迎えられました。ありがとうございます。

それでは、7件の諸報告をさせていただきます。

令和6年度一般会計当初予算について

まず初めに、令和6年度一般会計当初予算についてでございます。

令和6年度一般会計の歳入歳出当初予算の総額は129億円で、前年度当初予算に比較いたしますと11億1,000万円の増額、伸び率はプラス9.4%で120億円を超える過去最高額となりました。

まず、歳入予算でございますが、町税につきましては、個人町民税は定額減税により2.4%の減、法人町民税は8.9%の増、固定資産税につきましては5%の増となっております。町税全体といたしましては、2.3%の増、7,500万円余りの増収を見込んでいるところでございます。

次に、地方交付税でございますが、令和6年度の地方財政計画においては、地方交付税の出口ベースの交付額は、令和5年度比1.7%増の見込みとして計上されております。本町への交付額は、21億2,900万円ほど見込んでおります。

次に、国庫支出金につきましては、障害児入所給付費国庫負担金や障害者自立支援等国庫負担金、施設型給付費等国庫補助金などの増により2%増、16億8,800万円、都道府県支出金につきましても、障害児入所給付費県負担金や障害者自立支援等県負担金、施設型給付費等県補助金のほか、子ども医療費県補助金、後期高齢者医療保険基盤安定県負担金などの増などにより8.1%の増、10億4,700万円と見込んでおります。

寄附金のふるさと応援寄附金につきましては、昨年度と同額を計上いたしております。

町債につきましては、中部防災センター建設事業債や須恵中学校キュービクル改修事業債などの新規事業及び第三幼稚園改築事業、道路改良事業などの財源として9億1,400万円を計上

しております。

なお、歳入歳出予算、収支不足の財源措置といたしましては、財政調整基金からの繰入金 11 億 5,100 万円で対応いたしております。

次に、歳出予算でございます。

まず、人件費でございますが、先に特別会計を含む全職員の状況を報告いたしますと、令和 5 年度末の退職者が 3 人、採用職員は 9 人の予定となりまして、全職員数は、フルタイム再任用職員 2 名、任期付職員 2 名を含めて 170 人と予定いたしております。

一般会計におきましては、平均年齢は 39 歳、平均給料月額が 974 円、上がっております。

人件費につきましては、6,500 万円、4.5%の増でございます。

毎年増加を続けております扶助費につきましては、障害者支援費・自立支援給付費や保育実施負担金及び委託料の増などにより 10.6%の増。

補助費等は、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金や粕屋南部消防組合負担金、障害児等保育助成事業補助金の増のほか、法適化により下水道事業会計繰出金を今回、補助金で計上していることなどにより 39.5%の増となっております。

次に、普通建設事業費でございますが、中部防災センター建設工事に 4 億 5,000 万円、須恵中学校キュービクル改修工事 6,000 万円、第一小学校下水道接続工事 4,936 万円、第三小学校校舎増築工事設計業務委託 1,385 万円など、国庫補助や交付税措置がある起債を活用し、安心・安全のまちづくり、生活環境の維持・向上を図ってまいります。

投資及び出資金でございますが、下水道特別会計繰出金として 3 億円を計上しておりますので、2 億 9,100 万円の増でございます。

繰出金でございますが、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計の繰出金が、法適化により、補助費で計上しているため、合わせて 2 億 9,300 万円、20.5%の減でございます。

以上、令和 6 年度の一般会計当初予算の報告でございますが、須恵町の財政状況は、義務的経費の増加や物価高騰などにより、財政需要は今後も増加し、厳しい状況は続く見込みでございますが、必要とされる施策や事業につきましては、積極的に取り組んだ予算編成ができたものと思っております。

また、今後の事業予定でございますが、クリーンパークわかすぎ、次期ごみ処理施設整備につきましては、本年度 2 月の組合議会において工事契約に係る議案が可決、契約締結とされました。

4 月から準備に入り、来年度から本格的工事に入り、令和 10 年度から本格稼働の予定で今から推進してまいります。

これに伴います建設及び運営に係る須恵町の負担金の額は、毎年 6 億円から 7 億円となる見込

みでございます。また、し尿処理施設「酒水園」につきましても、次期し尿処理施設整備基本構想策定に着手することになっておりますので、構成予定の近隣町との協議をこれから進めていくことになりますが、今後、一部事務組合負担金のさらなる増加が見込まれます。これらの負担金の増加に対応するために、事業の適正検証によるコスト削減や、事業の選別、また、ふるさと納税のさらなる強化推進が必要となってまいります。

中長期財政計画の見直しを適時に行い、計画的かつ効率的な財政運営を図ってまいりたいと考えております。

今後も、安全で安心な住みよいまちづくりを目指し、健全な財政運営に努めてまいり所存でございますので、どうか議員各位皆様の御理解御協力を賜りますようお願いいたします。

令和6年度国民健康保険特別会計当初予算について

次に、令和6年度国民健康保険特別会計当初予算でございます。

予算総額は29億7,400万円、前年度と比較いたしまして0.5%、金額で1,500万円の減額となっております。

須恵町の国民健康保険の被保険者数は、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行により減少傾向が加速し、令和5年度より約300人減少して5,300人ほどと見込んで予算編成を行っております。

歳出でございます。まず、保険給付費ですが、被保険者が減少する一方、高齢化の進展、医療技術の高度化等により、1人当たり医療額は増加している状況を考慮し、対前年度比2,295万円増加して、21億7,354万円としております。

次に、医療給付費等の見込みで県から示されます国民健康保険事業費納付金は、対前年度比3,380万円減の7億3,815万円を予算計上しております。保険給付費の実績と被保険者数及び保険給付費の推計により県から示された額でございます。

歳入におきましては、国民健康保険税は、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行等による被保険者数の減少に伴い、対前年度比5,000万円の減額となりました。

一方、保険給付費に必要な費用を県が市町村に支払う保険給付費等交付金は、1人当たり医療費の増加により、対前年度比2,377万円増の22億2,000万円を計上いたしております。

今後も、被保険者の皆様の健康保持増進のため、関係機関との連携強化を図りながら、生活習慣病予防や重症化予防のための効果的な保健事業を実施し、医療費適正化と国民健康保険事業の適正運営に努めてまいりますので、今後とも議員各位の変わらぬ御支援と御指導を賜りますようお願いいたします。

令和6年度水道事業会計及び下水道事業会計当初予算について

次に、令和6年度水道事業会計及び下水道事業会計当初予算についてでございます。

令和6年度水道事業会計予算についてです。

まず、収益的収支です。収入額は6億7,570万7,000円で、対前年度比3.7%、金額にして2,441万円の増です。給水収益は、町の人口の伸びに比例して増加傾向となっております。支出額は6億3,126万4,000円で、対前年度比8.6%、金額にして4,988万5,000円の増です。

今年度は、隔年で実施しております浄水場の新砂入替業務に加え、佐谷浄水場の中央監視装置システムの更新を予定いたしております。

令和6年度の収支は、2,126万5,000円の利益剰余金が見込まれます。

次に、資本的収支です。

収入額は1,550万円で、対前年度比70.8%、金額にして3,750万円の減でございます。これは下水道工事に伴う工事負担金の減によるものでございます。

支出額は、2億2,547万9,000円で、対前年度比23.5%、金額にして6,929万5,000円の減です。これは主に、下水道工事に伴う工事請負費の減によるものでございます。

今後も水源の汚染防止を図り、良質な水を安定的に供給できるよう努めてまいります。

続きまして、令和6年度下水道事業会計予算についてでございます。

これまで、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計で予算を執行してまいりましたが、令和6年度より、予算上は2会計を統合し、下水道事業会計として公営企業会計に移行いたします。これにより収支の状況を明確にし、経営の健全化、効率化を推進してまいります。

それでは、予算についてです。

まず、収益的収支です。収入額は、12億2,202万8,000円、支出額は8億980万5,000円です。

次に、資本的収支です。収入額は、4億9,627万5,000円、支出額は8億2,236万3,000円です。下水道事業会計に関しましては、まだ管路の整備が完成しておらず、完成までには、まだ一定の費用や期間を要しますが、国の補助金等を最大限に活用しつつ、一刻も早い事業完成を目指してまいります。

県道筑紫野古賀線須恵中央交差点の改良に伴う周辺整備について

次に、県道筑紫野古賀線、須恵中央交差点の改良に伴う周辺整備についてでございます。

現在、福岡県において、県道筑紫野古賀線の4車線化が進められております。

これに伴う県道拡幅に伴う須恵中央交差点の改良につきましては、須恵中央駅前の慢性的な交通渋滞の緩和と地域住民の交通環境の改善を目指し、令和4年1月1日に本工事の着工がなされたところでございますが、本年度完成の予定で進めてまいっております。

須恵中央交差点における車両の交通に関しましては、筑紫野古賀線には、右折レーン、直進

レーン、左折レーンの3車線が双方に、須恵中央駅から役場方面に向かって県道志免須恵線には、右折レーン、直進レーン、左折レーンの3車線が整備されます。

これらの道路工事が完成することにより、長年の懸案事項であります須恵中央交差点付近の交通環境の改善が着実に前進したわけですが、今後なお一層の交通渋滞の緩和を推進するため、次の段階として、JR汐井掛踏切を改良する必要があります。

このたび令和6年1月に、JR汐井掛駅踏切が、改良すべき踏切として国土交通大臣の指定を受けたことにより、事業化に向けて進捗が図られることになりました。今後は、早期の事業化に向け、関係各所との協議を進めてまいります。

JR汐井掛踏切の改良につきましては、交通渋滞の緩和のみならず、JR須恵中央駅および周辺地域の利便性向上にも資するものであり、将来の須恵町にとって非常に重要な事業であると認識しておりますので、町民皆様の御理解、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

令和6年能登半島地震トイレトレーラー災害派遣について

次に、令和6年度能登半島地震トイレトレーラー災害派遣についてでございます。

元旦に発生しました能登半島地震におきまして、まずもって、お亡くなりになられました方の御冥福をお祈り申し上げますとともに、辛い毎日を送られていらっしゃる御家族、被災者の皆さんに、お悔やみとお見舞いを申し上げます。

現在も、非常に厳しい状況が続いておられることと思います。一日も早い復旧と皆様の日常に笑顔が戻りますことを心よりお祈り申し上げます。

さて、須恵町では、この地震を受け、篠栗町と合同でトイレトレーラー派遣を早い段階で決定いたしました。被災地が積雪ということもあり、冬仕様のタイヤ等の整備に若干時間を要しましたが、1月10日に4名の職員をトイレトレーラーとともに派遣いたしました。

派遣先は、石川県輪島市にあります東陽中学校で、1月12日の15時に無事にトイレトレーラーを設置完了しております。

現在、トイレトレーラーは、避難者はもちろんのこと、消防や自衛隊など被災地支援の方々も使用されているとのことでございます。

帰庁しました職員の報告によりますと、現地は、多くの家屋が倒壊し、道路は陥没やクラック、マンホールは隆起しているほか、至るところで土砂災害が発生しており、命の危険を感じたということです。4名の職員には、町の代表として被災地支援に従事していただいたことに対し、この場を借りて、心より感謝と御礼を申し上げます。

4人の職員には、災害支援という急遽現地へ行ってもらいましたが、災害は、いつ発生するか分からないことから、今回の派遣での経験を町で共有し、今後の災害対策に生かしていきたいと考えております。

災害派遣活動の詳細につきましては、全員協議会において報告をさせていただきます。

「ひとり親家庭等子育て応援食材支給事業」について

次に、「ひとり親家庭等子育て応援食材支給事業」でございます。

昨今の物価高騰による食品や光熱費の値上げが、生活困窮世帯にとって一層負担となっております。家計が圧迫されたことで、子どものいる困窮世帯の状況は、ますます深刻化してまいっております。

このため、ひとり親家庭等子育て応援食材支給事業にて低所得のひとり親家庭に対し、定期的に食材の支給を行い、生活の支援をすることで、子どもの健やかな成長を支えるものであります。

簡単に言い換えますと、お家で晩御飯、1週間に1回、必ず親子でご飯を食べるという制度でございます。

支給対象は、令和6年4月の児童扶養手当を受給しているひとり親家庭世帯で、令和5年度の所得がない世帯を対象とし、50世帯200人程度を見込んでおります。

支給食材は、材料とレシピが一緒になった「ミールキット」と呼ばれるものを7月から3月まで週1回宅配してまいります。

親子のコミュニケーションが取れている子どもは情緒が安定し、成長できると言われております。今回の事業を通して、一緒に食卓を囲んだり、あるいは一緒に調理をする機会を増やすことで、親子のコミュニケーションを、さらに深めていただければと考えております。

戸籍法の一部を改正する法律の施行について

最後に、戸籍法の一部を改正する法律の施行についてでございます。

令和6年3月1日から、国の戸籍データを全国の自治体が利用可能になる、戸籍法の一部改正する法律が施行され、戸籍証明書を用いた手続が大変便利になってまいります。

まず、戸籍謄本等の広域交付が3月1日から始まります。本籍地以外の市区町村の窓口でも、戸籍謄本・除籍謄本等を請求できるようになります。本籍地が遠くにある方でも、お住まいや勤務先の最寄りの市区町村の窓口で請求できます。同じく3月1日から戸籍の届出時における戸籍証明書等の添付が省略できるようになってまいります。

本籍地ではない市区町村の窓口に戸籍の届出を行う場合でも、提出先の市区町村の職員が本籍地の戸籍を確認することができるようになりますので、戸籍届出時の戸籍証明書等の添付が、原則不要となってまいります。

それから、夏以降に開始予定の新たなサービスとして、各種の社会保障手続で、マイナンバーカード制度を利用して戸籍謄抄本の提出を省略することができます。例えば、児童扶養手当認定手続において、申請書と併せて申請人等のマイナンバーカードを申請先の行政機関に提示することにより、申請先の行政機関が戸籍関係情報を確認することができるようになりますので、戸籍

証明書等の添付が不要となっておりまゐります。

それから、オンライン上で行政手続をする際に、利用可能な戸籍の証明書として、新たに戸籍電子証明書が発行されます。パスポートの発給申請においては、申請書と併せて戸籍電子証明書提供用識別符号を申請先の行政機関に提示することにより、申請先の行政機関が戸籍電子証明書を確認することができるようになりますので、戸籍証明書等の添付が不要となり、オンラインで手続が完結されます。

行政手続が住民の皆様の負担を軽減し、利便性を高める制度改良でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上7件申し上げましたが、これから1年間通して、町民に寄り添った行政施策を展開してまいりますので、議員各位のこれからの御支援御協力、よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） これより町長の諸報告に対する質疑に入りますが、議案に係りの事項につきましては、提案のときに併せて質疑をお願いします。

町長の諸報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。

日程第4. 議会報告

○議長（松山 力弥） 日程第4、これより議会報告に入ります。

まず、閉会中に須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会が開催されておりますので、組合議員の報告を求めます。5番、男澤一夫君。

○議員（5番 男澤 一夫） 令和5年12月18日に行われました令和5年第5回須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会臨時会及び令和6年2月7日に行われました令和6年第1回須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会定例会について御報告いたします。

それぞれの議事日程につきましては、お手元の資料のとおりとなっております。

令和5年第5回臨時会について、日程第3、議案第15号須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計補正予算（第3号）については、継続費と債務負担行為の変更であります。

ごみ処理施設建設事業における継続費の補正については、5,500万円の増額で、総額254億9,767万1,000円となっております。

ごみ処理施設建設運営業務委託における債務負担行為の補正については、28億6,000万円の減額で、令和10年度から令和29年度までの20年間の限度額133億1,000万円となっており、全員賛成で可決しております。

次に、令和6年第1回定例会について、日程第3、組合長の諸報告については、し尿処理施設「酒水園」につきましては、放流水は安定した水質が維持されております。

令和4年11月から令和5年10月までの1年間に、9,828キロリットルのし尿処理がな

され、各工程の処理機能もおおむね支障のない状況で順調に稼働しておるとのことですが、どの工程においても、機械等の耐用年数が経過しているため、今後も状況に応じた対策・修繕を行いながら延命化に努めていくとのことですが。

また、汚泥再生処理センター新酒水園（仮称）新設事業といたしまして、次期し尿処理施設整備基本構想策定を始めるとの報告があっております。

次に、ごみ処理施設「クリンパークわかすぎの運営・管理」につきましては、RDF施設及びリサイクルプラザ、両施設とも順調に稼働しているとの報告です。

RDF施設におきましては、令和4年11月から令和5年10月までの1年間に、4万2,817トンの可燃ごみを処理し、約2万3,500トンのRDFを、大牟田リサイクル発電所へ搬出したということであります。

RDF施設も22年目となり老朽化が進んでおりますが、点検、維持補修を繰り返しながら処理を行っているとのことですが。

また、リサイクルプラザにおきましては、同期間に2,871トンの不燃・資源ごみが処理されたとの報告があっております。

「大牟田リサイクル発電事業」につきましては、令和5年度より民間会社が事業を承継しております。RDF処理委託料の単価は、令和9年度まで1トン当たり1万3,000円、年間2万6,500トン进行搬出する計画であるとの報告があっております。

日程第4、議案については4件、報告は1件上程されております。

議案第1号工事請負契約の変更について、次期ごみ処理施設建設に伴う造成及び整備工事について、請負金を2億1,891万2,860円増額し、15億8,786万2,860円、工期が、令和5年3月29日から令和6年10月31日までの延長を、全員賛成で可決しております。

議案第2号工事請負契約の締結について、次期ごみ処理施設整備・運営事業につきまして、工事名、次期ごみ処理施設整備・運営事業建設工事、契約方法、総合評価一般競争入札、請負金、253億円、請負者、神鋼・大豊・松尾・梓特定建設工事共同企業体、企業体代表者、兵庫県神戸市中央区脇浜町1丁目4番78号、株式会社神興環境ソリューション取締役社長佐藤幹雄、契約保証の方法、契約保証金25億3,000万円、条件、工期は、令和6年2月7日から令和10年3月31日まで。

総合評価一般競争入札については、公共工事の品質確保を目的として、入札価格だけでなく、技術提案や施工実績等を総合的に評価して、発注者にとって最も有利なものを落札者とする方式であります。

学識経験者2名を含む9名の委員による事業者選定委員会において、評価方法等の協議を行い、応募者から提出された技術提案書・プレゼンテーション等により、提案内容の評価を行い、最優

秀提案者が選定されました。

次期ごみ処理施設建設工事の契約締結については、全員賛成で可決しております。

議案第3号令和5年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計補正予算（第4号）について、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億4,771万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ24億7,803万6,000円とするものです。

須恵町負担金につきましては、8,430万1,000円の減額となっております。

歳出は、議会費で旅費の減額、一般管理費で旅費及び委託料の減額、し尿処理施設関係で、報酬等の減額、需用費の燃料費や光熱水費の減額、ごみ処理施設関係で需用費の燃料費や光熱水費の減額、負担金補助及び交付金の減額、リサイクル施設関係で需用費の燃料費や光熱水費の減額、負担金補助及び交付金の減額、次期ごみ処理施設関係で委託料の減額などが主なものとなっております。全員賛成で可決しております。

議案第4号令和6年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計予算です。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ32億2,199万5,000円で、前年度比1億950万円の増で、約3.5%の増額となっております。

須恵町負担の分担金として、5億4,388万2,000円となっており、前年度比6,684万7,000円の増額で、14.01%の増となっております。

主な増額要因でございますが、次期ごみ処理施設整備事業において、建設工事費や電力系統連系工事費負担金が計上されたことによります。全員賛成で可決しております。

報告第1号委託契約締結の報告について、委託業務名、次期ごみ処理施設整備・運営事業運営業務、契約方法、総合評価一般競争入札、請負金133億1,000万円、請負者、株式会社わかすぎ環境サービス、福岡県糟屋郡篠栗町中央4丁目16番32号3号室、代表取締役高橋伸也、契約保証の方法、契約保証金13億3,100万円、条件、期間は、令和6年2月7日から令和30年3月31日まで。

議案第2号の工事請負契約の締結に付随する委託契約締結の報告を受けております。

詳細につきましては、議員控室に資料を置いておりますので、御参照ください。

以上で、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 次に、北筑昇華苑組合議会の報告を求めます。3番、白水春夫君。

○議員（3番 白水 春夫） 北筑昇華苑組合議会の議会報告を行います。

令和6年2月2日に古賀市役所会議室において、第1回定例会が開催されました。

議事日程につきましては、お手元の資料のとおりとなっております。

日程第4、第1号議案令和5年度北筑昇華苑組合会計補正予算（第2号）については、歳入歳出の予算の総額にそれぞれ5,944万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ

3億5,943万2,000円とするもので、全員賛成で可決されました。

日程第5、第2号議案令和6年度北筑昇華苑組合会計予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億3,135万9,000円と定めるもので、前年度予算比4,204万9,000円の増で、主な要因は、歳入においては、斎場使用料の増、また歳出では、葬祭場管理費の火葬炉補修工事などによるもので、全員賛成で可決されました。

また、定例会終了後、全員協議会が開催され、北筑昇華苑組合議会の会議規則の制定について協議され、次回の定例会にて提案、審議をすることで全員賛成で承認されました。

なお、詳細につきましては、議員控室に置いてありますので御参照ください。

以上、北筑昇華苑組合議会報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 次に、粕屋南部消防組合議会の報告を求めます。6番、稲永辰己君。

○議員（6番 稲永 辰己） 令和6年2月19日月曜日に行われました令和6年第1回（2月）粕屋南部消防組合議会定例会について御報告いたします。

議事日程については、お手元の資料のとおりでございます。

日程第4、議案第1号粕屋南部消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方自治法の一部を改正する法律の改正により、令和6年度から会計年度任用職員について勤勉手当の支給が法律上可能となることに伴い、所要の改正を行うもので、全員賛成で可決しました。

日程第5、議案第2号粕屋南部消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方自治法の一部を改正する法律の改正により、令和6年度から会計年度任用職員について勤勉手当の支給が法律上可能となることに伴い、所要の改正を行うもので、全員賛成で可決しました。

日程第6、議案第3号粕屋南部消防組合手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定められた手数料の標準額については、地方分権推進計画に基づき、定期的に見直しが行われているところであり、今般、手数料の標準額の見直しが行われたため改正を行うもので、全員賛成で可決しました。

日程第7、議案第4号令和5年度粕屋南部消防組合一般会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,472万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ23億3,269万8,000円とするもので、主なものは、分担金及び負担金の減で、全体で3,246万3,000円を減額、須恵町は481万7,000円の減額となっており、全員賛成で可決しました。

日程第8、議案第5号令和5年度粕屋南部消防組合粕屋中南部休日診療所事業特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,012万6,000円を

追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ7,039万円とするもので、令和5年度末の決算見込みにより増額となっており、全員賛成で可決しました。

日程第9、議案第6号令和6年度粕屋南部消防組合一般会計予算（案）については、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ25億4,833万6,000円と定めるもので、前年度に比べ2億91万8,000円の増となっており、分担金及び負担金は、全体で22億4,158万6,000円、須恵町は3億3,267万7,000円で、全員賛成で可決しました。

日程第10、議案第7号令和6年度粕屋南部消防組合粕屋中南部休日診療所事業特別会計予算（案）については、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ6,119万6,000円と定めるもので、前年と比べ、1,093万2,000円の増となっており、分担金及び負担金は、全体で2,044万9,000円、須恵町は303万4,000円で、全員賛成で可決しました。

なお、須恵町の令和5年火災、救助、救急状況は、火災5件、前年比9件減、救助17件、前年比4件増、救急1,585件、前年比162件増となっています。

詳細につきましては、議員控室に資料を置いておりますので、御参照いただきますようよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、令和6年第1回（2月）粕屋南部消防組合議会定例会についての報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 次に、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会の報告を求めます。7番、川口満浩君。

○議員（7番 川口 満浩） 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合において、令和6年2月28日、第1回定例会が開催されましたので報告いたします。

議事日程については、お手元の資料のとおりでございます。

議案第1号令和6年度糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合一般会計予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,415万4,000円と定めるもので、前年度予算額と比べ、3,024万7,000円の減となっています。

増額の要因として、総務費の人件費で、会計年度任用職員の勤勉手当に係る費用、備品購入費で、公会計システムの機器更新に要する費用、減額の大きな要因として、林業総務費で、林業整備の委託費用、道路維持費で林道作業道補修工事の工事請負費によるものとなっており、全員賛成で可決いたしました。

なお、詳細につきましては、議員控室に置いてありますので、御参照いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会報告を終わります。

○議長（松山 力弥） そのほか、閉会中の活動につきましては、事前に資料を配付しております

ので報告を省略します。

議会報告は終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

これより議事に入りますが、一括議題についてお諮りします。

議案第12号及び議案第13号の2議案、議案第16号から議案第20号までの5議案は、それぞれ関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

日程第5. 議案第2号

○議長（松山 力弥） 日程第5、議案第2号須恵町空家空地等の適正管理に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。平山地域振興課長。

○地域振興課長（平山 幸治） それでは、議案第2号須恵町空家空地等の適正管理に関する条例の制定について、須恵町空家空地等の適正管理に関する条例の制定について別紙のとおり提出する。

提案理由として、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が令和5年6月14日に公布され、令和5年12月13日から施行されたことに伴い、当該条例を制定する必要が生じたので提案するものでございます。

内容といたしましては、上位法の改正に合わせ、法では明確ではない当町特有の長屋等に関する規定を定めるものでございます。

8ページをお願いいたします。最後のページです。

附則第1条で、この条例は公布の日から施行する。第2条で、これまでの空地等の環境保全に関する条例は廃止するとしております。

以上、御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 誠に申し訳ありません。空家空地等の間違いでございます。すみません。

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第2号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第2号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第 6. 議案第 3 号

○議長（松山 力弥） 日程第 6、議案第 3 号須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。稲岡子育て支援課長。

○子育て支援課長（稲岡慎太郎） 議案第 3 号の 1 ページをお願いいたします。

須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案するものでございます。

提案理由といたしまして、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が、令和 4 年 6 月 22 日に公布され、令和 5 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要があるため、提案するものでございます。

2 ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備により、引用する法律に項ずれが出たことによる改正と、その他所要の改正を行うものでございます。

3 ページをお願いいたします。

附則で、この条例は、公布の日から施行する。としております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第 3 号を、文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第 3 号を文教厚生委員会に付託します。

日程第 7. 議案第 4 号

○議長（松山 力弥） 日程第 7、議案第 4 号町道路線の認定、変更及び廃止についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。世利都市整備課長。

○都市整備課長（世利 昌信） おはようございます。それでは、1 ページ目をお願いいたします。議案第 4 号町道路線の認定、変更及び廃止についてでございます。

道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、別紙町道路線を認定、変更及び廃止したいので、本議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、町道路線網の整備を図るため、町道路線の認定、変更及び廃止の必要が生じたので提案するものでございます。

今回、路線の認定は3路線、変更、廃止は、それぞれ1路線でございます。

2ページをお願いします。認定路線でございます。

図面番号1、路線番号その他の町道716号。路線名、大塚13号線。起点、植木字大塚229番2地先から、終点、同じく207番2地先まで。延長37.8メートル、最大幅員6.9メートル、最小幅員3.4メートル、ほか2路線の認定について記載をしております。

これらは、町が整備改良した道路、また、民間開発工事の宅地分譲等において、公衆用道路として寄附を受けた道路について、一般公共道路として新規認定を行うものでございます。

3ページをお願いします。変更路線でございます。

図面番号4、路線番号その他の町道448号。路線名、甲植木駅組4号線。終点を、植木字上小川原657番2地先から、同じく656番3地先へ、延長を52.4メートルから102.3メートルへ変更するものです。

4ページをお願いします。廃止路線でございます。

図面番号5、路線番号その他町道485号。路線名、植木・粕屋線。起点、植木字大間1432番9地先から、終点、同じく1432番1地先まで、延長113.6メートル、最大幅員22.3メートル、最小幅員21.3メートル。これは、一般公共道路として供用する必要がなくなったため廃止するものでございます。

これらの路線図を、5ページから9ページに添付しております。

以上、御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第4号を総務建設産業委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第4号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第8. 議案第5号

○議長（松山 力弥） 日程第8、議案第5号令和5年度須恵町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案書の1ページをお願いします。

議案第5号令和5年度須恵町一般会計補正予算（第8号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、令和5年度歳入歳出補正予算書で説明をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和5年度須恵町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8億4,629万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を120億7,737万2,000円とするものです。

第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

第2条で、地方債の変更は、第2表、地方債補正による。

第3条で、繰越明許費の追加は、第3表、繰越明許費補正によるとしています。

補正予算書の2ページをお願いします。まず、歳入からです。

年度末の補正でございますので、町税、国県補助金、町債など決定額、あるいは見込みで増減補正を全体的に計上しております。

主なものを申し上げます。

1款1項町民税は、決算見込みにより8,200万円、2項固定産税は6,400万円、4項町たばこ税は600万円の増額補正をしております。

10款1項地方交付税は、普通交付税決定額に合わせまして1億9,337万6,000円を増額補正しております。

14款1項国庫負担金は、決定額により減額補正、2項国庫補助金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の決定額などにより増額補正、15款1項県負担金及び2項県補助金は、決定額により減額補正をしております。

17款1項寄附金は、主にふるさと応援寄附金の決算見込みにより4億4,999万8,000円の減額補正。

3ページをお願いします。

18款1項繰入金は、財政調整基金繰入金6億4,424万4,000円の減額補正をしています。

20款3項雑入は、新市町村振興宝くじ交付金や前年度後期高齢者医療療養給付費負担金精算金などで1,227万6,000円の増額補正。

2 1 款 1 項町債は、契約額の決定などにより 4,043 万 2,000 円の減額補正です。

続いて 4 ページ、歳出です。

歳出につきましては、各費目ともに決算見込みにより増減額補正を行っております。主なものを申し上げます。

2 款 1 項総務管理費 4 億 9 1 2 万円の減額は、ふるさと応援寄附金事業及びふるさと応援寄附金積立金の減額のほかに、各費目の決算見込みにより増減補正をしております。

3 款 2 項児童福祉費 4,271 万 7,000 円の減額は、児童手当や子育て世帯生活支援特別給付金事業の決算見込みなどによる減額補正です。

4 款 1 項保健衛生費 9,203 万 2,000 円の減額は、予防接種事業や新型コロナウイルスワクチン接種事業などが減額補正です。

4 款 2 項清掃費は、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金の減などで、1 億 5,474 万 6,000 円の減額補正です。

6 款 1 項農業費は、堆肥センター管理運営事業の減などで、1,444 万 4,000 円の減額補正です。

9 款 1 項消防費は、粕屋南部消防組合負担金、新型コロナウイルス対策事業などの決算見込みにより、1,233 万 7,000 円の減額補正。5 ページをお願いします。

10 款 1 項教育総務費は、パートタイム会計年度任用職員報酬などが、決算見込みにより 1,691 万 1,000 円の減額補正です。

6 ページをお願いいたします。

第 2 表地方債補正、変更が 10 件で、全て限度額の変更です。起債方法、利率、償還方法の変更はございません。

7 ページをお願いします。

第 3 表繰越明許費補正、追加が 4 件で、合計 1 億 2,775 万 9,000 円を次年度へ繰り越すものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第 5 号を、議長を除く 12 人で構成する予算審査特別委員会を設置し、付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。予算審査特別委員会に付託します。

なお、正副委員長については、調整ができておりますので御報告します。委員長に田ノ上真君、副委員長に猪谷繁幸君であります。

ここでお諮りします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩をいたします。再開を11時15分といたします。休憩に入ります。

午前11時02分休憩

午前11時14分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9. 議案第6号

○議長（松山 力弥） 日程第9、議案第6号令和5年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第6号令和5年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものでございます。内容につきましては、別冊の令和5年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和5年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ30億1,736万円とするものです。第2項で款項の区分及び金額は、次のページの第1表、歳入歳出予算補正によるとしてあります。

2ページをお願いいたします。

まず歳入です。1款1項国民健康保険税3,486万円の減額は、被保険者数の減少に伴う決算見込みによるものです。

2款1項手数料10万円の減額も、決算見込みによるものです。

3款1項国庫補助金7,000円の増額は、マイナンバーカードの健康保険証一体化広報に係るものです。

4款1項県補助金94万4,000円の増額は、特別交付金の交付決定通知による増額によるものです。

5款1項他会計繰入金2,727万7,000円の増額は、その他一般会計繰入金の増額によるものです。

6 款 1 項繰越金 7 1 4 万 2, 0 0 0 円の増額は、前年度の繰越金です。

7 款 1 項延滞金加算金及び過料 1 0 万円の減額は、国保税滞納延滞金の収入済額により補正をしております。3 項雑入 3 3 万円の減額は、一般被保険者第三者納付金と一般被保険者返納金の決算見込みによる減額です。

続いて、3 ページをお願いいたします。歳出です。

1 款 1 項総務管理費 5 万 5, 0 0 0 円の減額は、人件費の決算見込みによる減額です。

6 款 1 項保険事業費 1 万 5, 0 0 0 円の減額は、人件費の決算見込みによる減額、2 項特定健康診査事業費 5 万円の増額は、通信運搬費の決算見込みによる増額です。

以上でございます。御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第 6 号を文教厚生委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第 6 号を文教厚生委員会に付託します。

日程第 1 0、議案第 7 号

○議長（松山 力弥） 日程第 1 0、議案第 7 号令和 5 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） 議案第 7 号令和 5 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）についてでございます。

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものでございます。内容につきましては、別冊の令和 5 年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の 1 ページをお願いいたします。

令和 5 年度須恵町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 3, 4 0 1 万 9, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 4 億 5, 9 0 0 万円とするものです。第 2 項で款項の区分及び金額は、次のページの第 1 表、歳入歳出予算補正によるとしています。

2 ページをお願いいたします。歳入です。

1 款 1 項後期高齢者医療保険料 7 4 7 万 3, 0 0 0 円の増額は、令和 6 年 1 月末の調定額及び収納率により算定しました決算見込みによる補正です。

3 款 1 項繰入金 7 7 万 3, 0 0 0 円の減額は、基盤安定繰入金の確定によるものです。

4 款 1 項繰越金 2, 7 0 7 万 5, 0 0 0 円の増額は、前年度の保険料繰越金 1, 8 2 4 万 1, 0 0 0 円を含めた補正です。

5 款 4 項雑入 2 4 万 4, 0 0 0 円の増額は、前年度事務費負担金の返還金です。

続きまして歳出です。3 ページをお願いいたします。

1 款 1 項総務管理費 2 0 万 8, 0 0 0 円の減額は、決算見込みによるものです。

2 款 1 項後期高齢者医療広域連合納付金 3, 4 2 2 万 7, 0 0 0 円の増額は、歳入予算の保険料、前年度保険料繰越金などの合計で、福岡県後期高齢者医療広域連合へ納付します負担金の補正となります。

以上でございます。御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第 7 号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第 7 号を文教厚生委員会に付託します。

日程第 1 1. 議案第 8 号

○議長（松山 力弥） 日程第 1 1、議案第 8 号令和 5 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。岩崎上下水道事業担当課長。

○上下水道課事業担当課長（岩崎 勝） 議案書の 1 ページをお願いいたします。

議案第 8 号令和 5 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についてでございます。

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。内容につきましては、補正予算書で説明いたします。

補正予算書の 1 ページをお願いいたします。

令和 5 年度須恵町の公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 7, 9 1 6 万 8, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 1 億 1 7 9 万円とするものです。第 2 項で款項の区分及び金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正によるとしています。

地方債の補正、第 2 条、地方債の変更は、第 2 表、地方債補正によるとしています。

2 ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

1 款 1 項負担金、補正額 1,393 万 8,000 円の増額補正は、受益者負担金の決算見込みによる増額です。

3 款 1 項国庫補助金、補正額 1,340 万円の減額補正は、交付額の確定による減額です。

4 款 1 項財産運用収入、補正額 3 万 5,000 円の増額補正は、基金利子の決算見込みによる増額です。

6 款 1 項繰越金、補正額 693 万 4,000 円の増額補正は、前年度繰越額の確定による増額です。

7 款 4 項雑入 192 万 5,000 円の増額補正は、多々良川流域下水道維持管理負担金返還金の増額です。

8 款 1 項町債 8,860 万円の減額補正は、下水道事業債の工事量の減に伴う減額です。

3 ページをお願いいたします。歳出です。

1 款 1 項総務管理費 429 万 6,000 円の増額補正は、委託料等の決算見込みによる減額分と下水道施設整備基金積立金の増額分の差引きによる増額です。

2 款 1 項下水道事業費 8,318 万 5,000 円の減額補正は、工事請負費等の決算見込みによる減額です。

3 款 1 項公債費 27 万 9,000 円の減額補正は、町債の借入額変更等による減額です。

4 ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正です。

1、変更、起債の目的、下水道事業債、多々良川流域下水道建設費負担金分、限度額 3,560 万円を 2,850 万円に変更、これは多々良川流域下水道建設費の確定による減額です。多々良川流域関連公共下水道分、限度額 2 億 1,870 万円を 1 億 3,870 万円に変更、これは町の工事料の減による減額です。公営企業会計適用債、限度額 360 万円を 210 万円に変更、これは対象事業の減による減額です。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第8号を、総務建設産業委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第8号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第 1 2 . 議案第 9 号

○議長（松山 力弥） 日程第 1 2、議案第 9 号令和 5 年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。岩崎上下水道事業担当課長。

○上下水道課事業担当課長（岩崎 勝） 議案書の 1 ページをお願いいたします。

議案第 9 号令和 5 年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）についてでございます。

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。内容につきましては、補正予算書で説明いたします。

補正予算書の 1 ページをお願いいたします。

令和 5 年度須恵町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 6, 3 0 1 万円とするものです。

第 2 項で、款項の区分及び金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正によるとしています。

2 ページをお願いいたします。

第 1 表、歳入歳出予算補正、歳入です。

3 款 1 項他会計繰入金、補正額 3 6 1 万 1, 0 0 0 円の減額補正は、一般会計繰入金の収支調整による減額です。

4 款 1 項繰越金、補正額 3 6 2 万 1, 0 0 0 円の増額補正は、前年度繰越額の確定による増額です。

3 ページをお願いいたします。歳出です。

3 款 1 項公債費、補正額 1 万円の増額補正は、町債の利率見直し等による増額です。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第 9 号を総務建設産業委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第 9 号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第 1 3 . 議案第 1 0 号

○議長（松山 力弥） 日程第13、議案第10号令和5年度須恵町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。岩崎上下水道事業担当課長。

○上下水道課事業担当課長（岩崎 勝） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第10号令和5年度須恵町水道事業会計補正予算（第2号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。内容につきましては、補正予算書で説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、令和5年度須恵町の水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正するものです。

収入、第1款第1項営業収益1,700万円の増額補正は、給水申込加入金の決算見込みによる増額です。

支出、第1款第1項営業費用793万4,000円の減額補正は、主に委託料、受水費の決算見込みによる減額です。

第3条、予算、第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入、第1款第1項負担金3,020万円の減額補正は、水道管移設補償費の確定による減額です。

支出、第1款第1項改良費1億1,200万円の減額補正は、主に県道改良工事に伴う対象工事の減による減額です。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第10号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第10号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第14. 議案第11号

○議長（松山 力弥） 日程第14、議案第11号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第 11 号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例です。この条例について別紙のとおり提出するものです。

提案理由でございます。国民健康保険事業の適正かつ安定的な運営を確保することに伴い、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を改定し、国民健康保険特別会計の財源不足を補うため、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

詳細につきましては、新旧対照表で説明いたします。

3 ページをお願いいたします。

第 8 条、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額を 8,000 円に改定し、第 8 条の 2 で、後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額を、世帯の区分に応じ、それぞれ記載の額のとおり改定を行うものです。

この税率改定に伴いまして、所得に応じて、被保険者均等割額、世帯別平等割額から税率、額を軽減する規定も改定となります。

第 25 条、国民健康保険税の減額です。

4 ページをお願いいたします。

第 1 号、ウ及びエで、7 割軽減世帯についての減額規定を改定しております。

5 ページをお願いいたします。

第 2 号、ウ及びエで、5 割軽減世帯についての減額規定を改定し、その下の第 3 号、ウ及びエでは、2 割軽減世帯についての減額規定を改定しております。

6 ページをお願いいたします。

第 2 項は、未就学児に係る後期高齢者支援均等課税額の被保険者均等割額の減額規定です。未就学时 1 人について減額する額を改定しております。

3 ページにお戻りいただきまして、附則第 1 項で、この条例は令和 6 年 4 月 1 日から施行するとし、第 2 項で、この条例の規定は、令和 6 年度以降の国民健康保険税に適用し、令和 5 年度分までは従前の例によるとしております。

以上でございます。御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第 11 号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第 11 号を文教厚生委員会に付託します。

日程第 1 5. 議案第 1 2 号

日程第 1 6. 議案第 1 3 号

○議長（松山 力弥） 日程第 1 5、議案第 1 2 号須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例、日程第 1 6、議案第 1 3 号須恵町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例、以上 2 議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。岩崎上下水道課事業担当課長。

○上下水道課事業担当課長（岩崎 勝） 議案書の 1 ページをお願いいたします。

議案第 1 2 号須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例についてでございます。この条例について、別紙のとおり提出するものです。

提案理由としまして、水道法の一部改正が令和 6 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

2 ページをお願いいたします。

改正の内容は、水道整備、管理行政の機能強化を目的に、水道法による権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されるため、所要の改正を行うものです。水道整備、管理行政のうち、水質または衛生に関する事務については環境省に、それ以外の事務を国土交通省に移管されるものです。

このため本条例の第 4 1 条第 2 項中、厚生労働省令を国土交通省令に改めるものです。

附則です。この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するとしております。

以上でございます。

続きまして、議案第 1 3 号について説明いたします。

議案書の 1 ページをお願いいたします。

議案第 1 3 号須恵町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。この条例について別紙のとおり提出するものです。

提案理由としまして、水道法の一部改正が、令和 6 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

2 ページをお願いいたします。

改正の内容は、水道整備、管理行政の機能強化を目的に、水道法による権限が、厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されるため、所要の改正を行うものです。

水道整備、管理行政のうち、水質または衛生に関する事務については環境省に、それ以外の事務を国土交通省に移管されるものです。このため本条例の第 4 条第 6 号中、「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改めるものです。

附則です。この条例は、令和6年4月1日から施行するとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第12号及び議案第13号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第12号及び議案第13号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第17. 議案第14号

○議長（松山 力弥） 日程第17、議案第14号須恵町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。榎藤上水道課管理担当課長。

○上下水道課管理担当課長（榎藤 武範） 議案第14号須恵町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由は、地方自治法の一部を改正する法律が、令和5年5月8日に公布され、令和6年4月1日等から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

今回の条例改正は、地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員への勤勉手当を支給することが可能となったことに伴い、フルタイム及びパートタイム会計年度任用職員の勤勉手当に関する規定を追加するものです。

附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行するとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第14号を、総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第14号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第18. 議案第15号

○議長（松山 力弥） 日程第18、議案第15号須恵町国民健康保険高額療養資金貸付基金条例

を廃止する条例の改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第15号須恵町国民健康保険高額療養資金貸付基金条例を廃止する条例です。この条例について、別紙のとおり提出するものです。

提案理由でございます。限度額認定証、限度額適用標準負担額減額認定証等の普及により、診察費用に係る被保険者負担が軽減されたことに伴い、須恵町国民健康保険高額療養資金貸付基金を廃止するため、当該条例を廃止する必要が生じたので提案するものでございます。

2ページの改め部分をお願いいたします。

須恵町国民健康保険高額療養資金貸付基金条例は廃止するものとします。

附則です。この条例は令和6年4月1日から施行するとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第15号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第15号を文教厚生委員会に付託します。

日程第19. 議案第16号

日程第20. 議案第17号

日程第21. 議案第18号

日程第22. 議案第19号

日程第23. 議案第20号

○議長（松山 力弥） 日程第19、議案第16号令和6年度須恵町一般会計予算の提出について、日程第20、議案第17号令和6年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について、日程第21、議案第18号令和6年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について、日程第22、議案第19号令和6年度須恵町水道事業会計予算の提出について、日程第23、議案第20号令和6年度須恵町下水道事業会計予算の提出について、以上5議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

まず、議案第16号について、諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案書の1ページをお願いします。

議案第16号令和6年度須恵町一般会計予算の提出についてでございます。

地方自治法第211条の規定により、一般会計予算を別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。内容につきましては、令和6年度一般会計歳入歳出予算書で説明をいたします。

予算書の5ページをお願いいたします。

令和6年度須恵町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ129億円と定める。前年度と比較しますと、11億1,000万円、9.4%の増となっております。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

地方債、第2条、地方債の起債目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は、第2表、地方債による。

債務負担行為、第3条、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第3表、債務負担行為による。

一時借入金、第4条で、一時借入金の借入最高額を6億円と定める。

歳出予算の流用、第5条で、給料、職員手当等の人件費については、同一款内で流用できる旨を規定しております。

それでは、7ページの第1表、歳入歳出予算をお願いいたします。

歳入予算額の中から、構成比が大きいものから順に3つほど前年度と比較しながら申し上げます。

まず歳入予算で一番大きな割合を示します1款町税は33億6,564万6,000円、歳入全体の26.1%で、対前年度比7,495万9,000円、率で2.3%の増収を見込んでおります。

8ページをお願いします。

10款地方交付税は21億2,900万円、歳入全体の16.5%で、対前年度比1億200万円、率で5.0%の増となっております。これは子ども・子育てに係る政策や、地方公共団体の施設の光熱費の高騰に対するための経費、また、会計年度任用職員に係る給与改定及び期末手当支給への対応などにより、基準財政需要額が増となるため普通交付税の増額を見込んでおります。

14款国庫支出金は16億8,763万1,000円、歳入全体の13%で、障害関係国庫負担金や施設型給付費等国庫負担金の増により、対前年度比3,383万9,000円、率で2.0%の増となっています。

以上の町税、地方交付税、国庫支出金で、歳入予算の55.6%となります。

その他、対前年度比較で大きく増加しているところを申し上げます。

9款地方特例交付金1億7,300万円、対前年度比1億800万円、166.2%の増。

12款分担金及び負担金9,480万2,000円、対前年度比1,047万5,000円、12.4%の増。

15款県支出金10億4,714万8,000円、対前年度比7,807万4,000円、8.1%の増です。

18款繰入金11億5,453万5,000円、対前年度比4億9,452万9,000円、74.9%の増。

21款町債9億1,380万円、対前年度比3億1,380万円、率で52.3%の増です。

以上が主な収入でございますが、安定的な財政運営に必要な財源といわれます1款の町税から10款の地方交付税、いわゆる一般財源の割合は50.3%、2.5ポイント減少をしております。次に、10ページをお願いします。歳出です。

歳入と同様に、構成比が大きいものから順に4つほど前年度と比較しながら申し上げます。

まず、3款民生費は49億379万2,000円、歳出全体の38.0%となっています。対前年度比較は5億6,424万5,000円、13.0%の増です。障害者支援費自立支援給付費や保育士派遣業務委託料、保育実施負担金などが増となっています。

次に、2款総務費23億3,307万2,000円、歳出全体の18.1%、対前年度と比較しまして、4,180万6,000円、1.8%の減となります。令和5年度実施の庁舎エレベーター改修工事請負費や町制施行70周年記念事業業務委託料などが減、町有地維持管理委託料が8款土木費へ移動しておりますので減となっております。

その他、シティープロモーション推進業務委託料、標準化情報システム導入業務委託料などが増となっております。

次に、10款教育費13億8,938万6,000円、歳出全体の10.8%となっています。対前年度比較2億9,475万1,000円、17.5%の減、5年度実施の第一小学校長寿命化改良工事請負費やテニスコート人工芝張替工事請負費が減となっております。須恵中学校キュービクル改修工事や第一小学校公共下水道接続工事などが新規事業でございます。

次に、4款衛生費13億524万9,000円、歳出全体の10.1%、対前年度比較4,052万9,000円、3.0%の減です。新型コロナウイルスワクチン接種事業運営業務委託料などが減となっておりますが、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金が増加しております。

次に、歳出予算を性質別で見て、構成比が大きいものを4つほど申し上げます。

まず物件費27億7,563万7,000円、歳出全体の21.5%となっております。保育士派遣業務委託料、带状疱疹予防接種業務委託料、ひとり親家庭子育て応援食材支給事業実施委託料などが増加しています。対前年度と比較しまして、4,138万3,000円、1.5%の増額です。

次に、扶助費 29 億 9,336 万 6,000 円、歳出全体の 23.2%となっています。子ども医療費、障害者支援費、自立支援給付費、自立支援医療給付費が増加しています。対前年度比較 2 億 8,735 万 8,000 円、10.6%の増額です。

次に、補助費等 18 億 4,327 万 3,000 円、歳出全体の 14.3%となっています。須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金、粕屋南部消防組合負担金、下水道事業会計補助金が増加しています。対前年度比較 5 億 2,238 万 5,000 円、39.5%の増額です。

次に、人件費 15 億 1,368 万 8,000 円、歳出全体の 11.7%となっています。6,466 万 7,000 円、4.5%の増額です。

次に 12 ページ、第 2 表、地方債でございます。9 件でございます。限度額の合計は 9 億 1,380 万円です。起債の方法は証書借入れ、利率は 4.0%以内、償還の方法は記載のとおりです。

13 ページをお願いします。第 3 表、債務負担行為は 1 件、限度額 1,389 万円、期間については記載のとおりでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 次に、議案第 17 号及び議案第 18 号について、百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） 議案書の 1 ページをお願いいたします。

議案第 17 号令和 6 年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出についてでございます。

地方自治法第 211 条の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。内容につきましては、別冊の令和 6 年度特別会計歳入歳出予算書で説明いたします。

予算書の 5 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算、第 1 条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 29 億 7,400 万円と定める。第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表、歳入歳出予算によるとしています。

歳入の主なものから説明いたします。7 ページをお願いいたします。

1 款 1 項国民健康保険税 4 億 8,663 万 7,000 円、対前年度との予算額比較で 5,288 万 2,000 円、9.8%の減です。令和 6 年度平均被保険者数見込数と令和 5 年中の所得により計上しております。

4 款 1 項県補助金 22 億 2,060 万円、対前年度比較は 1.1%の増です。保険給付費等県交付金で、町が行う保険給付に必要な費用を県が交付するものでございます。

5 款 1 項他会計繰入金 2 億 6,309 万 2,000 円、対前年度比較 5.6%の増でございます。被保険者数の減少に伴う保険税収入の減少により、その他一般会計繰入金が増加となっております。

続きまして、8ページ、9ページの歳出をお願いいたします。

主なものを申し上げます。

1款総務費2,456万円、対前年度比較0.3%の減です。人件費が主なものでございます。人事異動により人件費が減となっております。こちらは、健康保険に関する資格や給付管理のための事務費でございます。

2款保険給付費21億7,354万円、対前年度比較1.1%の増です。1項療養諸費、2項高額療養費が主なものでございます。被保険者数の減少に対し、1人当たりの医療費は増加傾向となっております。

3款国民健康保険事業費納付金7億3,815万3,000円、対前年度比較4.4%の減です。こちらは県全体の保険給付費について、国県費等の公費で賄われない部分を県内市町村で分かち合う制度で、それぞれの市町村の医療水準や所得水準、年齢構成等で算定された額を県へ納付するものでございます。

5款保険事業費3,413万1,000円、対前年度比較8.2%の減です。これは、いずれも生活習慣病を中心とした疾病予防と、医療費の伸びを抑制するための保険事業予算と、特定健康診査委託料及び受診率向上に向けた事業予算を計上しております。

国民健康保険特別会計は、以上でございます。

続けて、議案第18号でございます。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第18号令和6年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出についてでございます。

地方自治法第211条の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものでございます。内容につきましては、別冊の令和6年度特別会計歳入歳出予算書で説明いたします。

予算書の55ページをお願いいたします。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4億8,600万円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるとしております。

57ページをお願いいたします。歳入です。

主なものを申し上げます。

1款1項後期高齢者医療保険料3億4,750万円、対前年度比較15.9%の増でございます。これは福岡県後期高齢者医療広域連合が算定しました額を計上しております。

3款1項他会計繰入金1億3,842万円、対前年度比較11.5%の増でございます。人件費を含む事務費に係ります繰入金と保険料軽減分に相当いたします保険基盤安定繰入金を計上しております。

次の５８ページをお願いいたします。

歳出の主なものを申し上げます。

１款１項総務管理費９６３万９,０００円、対前年度比較１３.９％の増で、職員人件費が主なものでございます。

２款１項後期高齢者医療広域連合納付金４億７,４４６万６,０００円、対前年度比較１５.２％の増でございます。歳入の保険料、保険基盤安定繰入金などで収納したものを広域連合へ納付するものでございます。

以上、令和６年度後期高齢者医療特別会計の主な予算でございます。御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 次に、議案第１９号及び議案第２０号についてでございますが、ちょうど昼食時間となりますが、引き続きこのまま会議を続けさせていただきます。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） はい。

議案第１９号及び議案第２０号について、榎藤上下水道課管理担当課長。

○上下水道課管理担当課長（榎藤 武範） 議案第１９号令和６年度須恵町水道事業会計予算についてでございます。

予算書の３ページをお願いいたします。

第１条、令和６年度須恵町の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第２条、業務の予定量は次のとおりとする。

- １、給水戸数、１万１,６００戸、前年度比０.９％増の見込みです。
- ２、年間総給水量、２７８万２,０００立方メートル、前年度比０.７％増の見込みです。
- ３、年間有収水量、２６５万９,０００立方メートル、前年度比０.２％増の見込みです。
- ４、１日平均給水量、７,６２１立方メートル、前年度比０.６％増の見込みです。
- ５、建設改良事業費、１億４,３５４万４,０００円、前年度比３３％減の見込みです。

第３条、収益的収入及び支出予定額は次のとおりと定める。

収入、第１款水道事業収益、６億７,５７０万７,０００円、前年度比３.７％の増、これは水道使用量の増によるものです。

支出、第１款水道事業費、６億３,１２６万４,０００円、前年度比８.６％の増、これは主に新砂入替業務及び佐谷浄水場中央監視装置システム更新業務によるものです。

４ページをお願いいたします。

第４条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入、第１款資本的収入、１,５５０万円、前年度比７０.８％の減、これは下水道工事に伴う

工事負担金の減によるものです。

支出、第1款資本的支出、2億2,547万9,000円、前年度比23.5%の減、これは下水道工事に伴う工事請負費の減によるものです。

第4条の括弧書きで、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億997万9,000円は、損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填するとしております。

第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費としまして、1、職員給与費8,640万3,000円、前年度比0.8%の減、2、交際費10万円は前年度と同額です。

第6条、たな卸資産の購入限度額は900万円と定める。これは量水器購入の限度額です。
以上でございます。

続きまして、議案第20号令和6年度須恵町下水道事業会計予算についてでございます。

下水道事業会計につきましては、公営企業会計移行、初年度となりますので、概要のみの説明とさせていただきます。

予算書の3ページをお願いいたします。

第1条、令和6年度須恵町の下水道事業会計の予算は次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は次のとおりとする。

1、年間総処理水量、198万803立方メートル。

2、排水戸数、8,944戸。

3、建設改良事業費、3億6,503万4,000円。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入、第1款下水道事業収益、12億2,202万8,000円。

支出、第1款下水道事業費、8億980万5,000円。

4ページをお願いいたします。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入、第1款資本的収入、4億9,627万5,000円。

支出、第1款資本的支出、8億2,236万3,000円。

第4条の括弧書きで、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、3億2,608万8,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,059万6,000円、当年度分損益勘定留保資金3億549万2,000円で補填するとしております。

第4条の2、特例的収入及び支出、地方公営企業施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の額は、それぞれ445万2,000円及び8,613万1,000円とする。

第5条、企業債、起債の目的、令和6年度は4件で、限度額の合計は3億5,880万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりとなっております。

第6条、一時借入金。一時借入金の限度額は1億円と定める。

第7条、議会の議決を得なければ流用することのできない経費として、1、職員給与費、4,021万1,000円。

第8条、他会計からの補助金。下水道事業に助成するため他会計からこの会計へ補助を受ける金額は7億3,325万4,000円とする。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第16号から議案第20号までについては、先ほど設置した予算審査特別委員会に付託したいと思いますと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第16号から議案第20号までは、予算審査特別委員会に付託することに決定しました。

_____ . _____ . _____

○議長（松山 力弥） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本会終了後、午後1時より全員協議会を開催しますので、特別会議室に御集合をお願いします。

次の本会議は、3月6日午前10時から行います。

本日は、これにて散会します。

午後0時07分散会
